

群馬県教育委員会教育長 殿

群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金給付申請書

群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金事業実施要綱第10条の規定に基づき、
関係書類を添えて給付を申請します。

○以下、各欄に必要な事項を記入・選択し、該当する□にレを付けてください。

【1】確認事項

☐	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
☐	この申請書及び添付書類の内容について、群馬県教育委員会が関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。
☐	端末は、高等学校等で使用するためのものであり、在学中に譲渡・売却いたしません。

【2】申請者（保護者）について

申請日（記入日）	令和 年 月 日			
申請者（保護者） 住 所	〒 都 道 市 区 府 県 町 村			
申請者（保護者） 氏 名	セイ		メイ	
	姓		名	
申請者（保護者） 連絡先電話番号	— —			
申請者（保護者） メールアドレス				

【3】対象となる高校生について

生徒氏名	セイ		メイ		生年月日	平成 年 月 日
	姓		名			
高等学校等	高等学校 ・ 中等教育学校					
課程	全日制課程 ・ 定時制課程					
学科						

【4】購入実績及び支援金振込先について

購入金額 (対象経費のみ)	円	
添付書類	☐ 領収書、レシート等の写し ※ 購入日、購入した商品名及びその金額内訳、販売事業者名がわかるもの	
	☐ 振込先口座の通帳、キャッシュカード等の写し ※ 金融機関名、本支店名又は店番、口座番号、口座名義人がわかるもの ※ 申請者(保護者)名義の普通口座に限る	

【5】生活保護法に基づく生業扶助受給の有無等について

私の世帯は、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による生活保護 を	受給しています。 ☐ ※生業扶助（高等学校等就学費） が措置されている世帯	→ 左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、依頼 日現在の受給が確認できる生活保護受給証明書等)を提出 します。 ※記入はこれで終了です。
	受給しています。 ☐ ※生業扶助（高等学校等就学費） が措置されていない世帯	
	☐ 受給していないこと、また私が主として、 生徒本人を扶養していることを誓約しま す。	→ ※裏面に進んでください。

(裏面)

【6】保護者の収入の状況について

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親) 2名分	生徒が未成年(18歳未満であり、親権者(両親)が2人存在する場合)
		親権者 1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)	
②	☐	離婚、死別等により親権者が1名の場合	
	☐	親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等	
	☐	具体的な理由:	
③	☐	未成年後見人() 名分	
	☐	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分	
	☐	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
		主たる生計維持者 1名分	
⑤	☐	生徒が在学中に成人し、未成年の時点で親権者が1人だった場合	
	ア	生徒が在学中に成人し、未成年時点で親権者が2人だったが、両親の離婚で生計維持者が1人になった場合 等	
	☐	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合	
	イ	入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	☐	生徒本人	
		親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

※⑤のイ又は⑥に該当するときは、生徒本人の健康保険証の写し等を添付してください。

(1-2) 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏 名(保護者A)	生徒との続柄

氏 名(保護者B)	生徒との続柄

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

<家計急変>の申立てを行う場合、以下も記入してください。

(2-1) 確認事項

☐	課税証明書等での判定では要件を満たさないものの、災害・失職等の家計急変により保護者の収入が激減し、要件に相当する状態になった旨を申立てます。
--------------------------	--

(2-2) 家計急変事由、収入見込みを次のとおり申立てます。

上記(1-2)の「保護者A」	
・家計急変事由発生日 令和 年 月 日	
・事由:	
※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。	
・事由発生日から向こう12か月間の収入見込み:	円

上記(1-2)の「保護者B」	
・家計急変事由発生日 令和 年 月 日	
・事由:	
※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。	
・事由発生日から向こう12か月間の収入見込み:	円

(2-3) 次の書類を提出します。

☐	保護者の家計急変の発生事由や時期を証明する書類
☐	※失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死別、災害等を証明できるもの。 (例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書・入院診療計画書、戸籍謄本・戸籍抄本、罹災証明書・被災証明書、保険金等支払通知書
☐	保護者全員の家計急変後の収入を証明する書類
☐	※事由発生日から向こう12か月間の収入見込みを証明するもの。 (例)会社作成の給与等支払(見込)証明書、直近の給与明細(3か月以上)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要。
☐	家計急変発生後の扶養親族等の人数を証明する書類
☐	※扶養親族等の人数分の健康保険証の写し。